

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年5月22日（水） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 11名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	横山 淳子委員、都築 英治委員、岩瀬 正則委員、加藤 日登志推進委員、稲垣 英男推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、細井主査、池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	6 神谷 力 委員 7 山村 京子 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は６番 神谷 力委員 ７番 山村 京子委員

また、欠席者は８番 横山 淳子委員 １１番 岩瀬 正則委員

９番 都築 英治委員 ３番 加藤日登志推進委員

９番 稲垣 英男推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第１第２１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号４５番から５４番の１０件です。申請内容は、全ての案件が農地の所有権を移転するためのものです。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが９件、農業経営基盤の拡大を図るためが１件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが５件、農地を管理することが難しいためが３件、耕地交換のためが２件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２２号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第２２号議案、農地法第５条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号36から45までの10件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が5件、駐車場が1件、工作物の設置が1件、粘土等採取用地が1件、物流施設が2件です。

このうち、受付番号41と44、45番につきまして、別冊の資料でご説明します。「日程第2第22号議案」と書かれた資料をご覧ください。

はじめに、受付番号44と45番を説明します。受付番号44、45は同一の事業になりますが、申請地に借地権分と所有権移転分があるため、申請が別になっています。

本案件は、受人である●●株式会社が渡人の所有する田を転用し、物流施設及び駐車場を整備するものです。●●株式会社は、●●市に拠点を置き、主に貨物自動車運送業や倉庫業を行っている法人で、現在の既存拠点設備ではリソース不足であり、拡大する顧客要望へ対応するために新たな自社拠点開発が必要であるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて3ページから7ページまでが申請地の地目がわかる資料となっております。

次に、資料8ページが土地利用計画となっております。排水計画は、汚水は合併浄化槽、雨水は敷地内の地下貯留槽にて流量調整をした後、南側の水路へ放流する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

本申請地については、令和6年2月に農振除外の通知を受けています。立地基準ですが、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に区分され、許可基準は申請地周辺の集落に接続していることから許可できる見込みがあると判断しております。

説明案件を含む5条申請10件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

●●の案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号41番の粘土採掘場としての一時転用で、9ページにて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、5月15日(水)に太田千尋委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第23号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第3第23号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1頁目の「令和6年度農用地利用集積計画 実施総括表」をご覧ください。新規に設定する面積が、7万4,285.00㎡、期間満了による更新の面積が、120万4,154.12㎡、合計127万8,439.12㎡です。

2頁目から5頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思います。説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日ご承認いただきましたら、6月15日付けで公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る集積計画は、議案書の3ページ目の表の、上から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させて

いただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に関する事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席をお願いします。

それでは、菱田政量委員に関する集積計画は、3 ページ目の表の上から 1 2 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に関する事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席をお願いします。

それでは、杉本哲哉委員に関する集積計画は、3 ページ目の表の下から 8 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席をお願いします。

それでは、加藤公健委員に関する集積計画は、3 ページ目の表の下から 7 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に係る集積計画は、3 ページ目の表の下から 5 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に係る事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席をお願いします。

それでは、杉浦和彦委員に係る集積計画は、4 ページ目の表の上から 1 5 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に係る事項について審議します。議事参与の制限の対象が議長でありますので、議長は、会長職務代理者の 1 4 番、太田良子委員に交代し、私は、退席します。

それでは、林茂樹委員が代表を務める、●●に係る集積計画は 4 ページ目の表の下から 4 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画案は議案どおり決定させていただきます。これより再び、議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第5号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4 報告第5号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号17から19の3件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が2件、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号24から28の5件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、駐車場の設置が1件、宅地用地が1件、倉庫の建築が1件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号146から150の5件です。解約事由別にみますと、売却するため2件、他者に賃貸しするため1件、自作するため1件、利用権の設定をし直すため1件です。

続きまして、農地法第4条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のため1件です。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

・令和5年度最適化活動の推進の実施状況等について

1 ページ、資料1をご覧ください。

これは、農業委員会による最適化活動の推進等について、国が定める統一された様式により、活動の目標を設定し、また、活動に対する点検・評価を実施するものでございます。今回、協議事項としておりますのは、令和5年度の活動の実施状況等であり、結果報告となりますので、ご承認いただけますようお願いいたします。

では内容に移ります。まず、1 ページについては、令和 5 年 4 月現在の農業委員会の状況を各種統計資料などに基づいて記載してございます。

次に 2 ページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」につきましては、令和 4 年度末に設定した①現状及び課題と②目標に対して、③実績に令和 5 年度の実績を記載しております。③の実績のうち、3 行目にあります目標に対する達成状況は 99.9%でございました。これは、②目標で定めた今年度末の集積率 67.0%に対する達成率を示しています。目標にはわずかに届きませんでしたが、農業委員会の点検結果として、昨年度同様「目標の集積率には至らなかったが、JAの協力もあり、着実に農地の集積面積は増えている。」としております。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消については、対象がございませんので数値の記載はしておりません。3 ページ中段あたりの農業委員会の点検結果として「農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地につながる不耕作地等の所有者に指導し、遊休農地の発生を防止することができている。」と記載しています。

次に(3)新規参入の促進についてですが、4 ページの③実績のうち、3 行目にあります目標に対する達成状況 21.6%でございました。これは②目標で定めた 3.7ha に対する達成率を示しています。また、貸付希望農地につきましては、令和 5 年度末に整理をし、ウェブサイトで公表することに見直しましたので、公表URLの欄には、そのアドレスを記載しております。畑・樹園地お見合いシステムのページにて公表しております。農業委員会の点検結果として「公表方法を台帳閲覧からウェブサイトに変更した。公表方法の変更にあたり、公表する農地面積が減少する結果となったが、遊休農地の未然防止、新規参入の促進のため、貸付できる農地情報の提供に取り組む必要がある。」としております。

次に、4 ページ中段からは、「2 最適化活動の活動目標」でございます。令和 4 年度末に設定した①目標に対して、新たに②実績を記載しております。まず、(2)活動強化月間の設定に係る実績については、目標どおり実施できております。次に(3)新規参入相談会への参加に係る実績については、目標どおり実施できなかったため、0 回としております。

以上を踏まえまして、農業委員会の成果目標、活動目標の点検・評価をした結果、目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

次に、5 ページの下段、「推進委員等の点検・評価結果」です。

こちらにつきましては、改選前の委員を含め、合計 60 名の皆さんの活動日数目標等に対する達成状況に応じて分類しております。分類として「期待を大幅に上回る結果が得られた」から「期待を(やや)下回る結果となった」までがありまして、皆さんの活動記録をもとに活動日数を集計しておりますので、その差が

分類に反映したとご理解いただきたいと思います。なお、令和５年度の活動日数を集計しましたところ、平均として6.18日でした。

事務局としましては、引き続き最適化活動の推進に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に6ページですが、「Ⅲ 事務の実施状況」では、農業委員会の会議の開催実績、農地法第3条の許可実績等を記載しております。

本日ご承認をいただきましたら、令和５年度の最適化活動の推進の実施状況等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件について、説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 前期粘土採掘場の現地調査について

7ページ、資料2をご覧ください。

この現地調査というのは、粘土採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的としまして、毎年、春と秋に実施しているものです。今回は、6月6日木曜日に実施する予定をしており、調査箇所数は、13か所、総面積で8万6,000平方メートル余りでございます。

次に調査員としましては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員2名、西三粘土推進の会より2名の合計10名を予定しております。推進委員には、畔柳真推進委員、鳥居英持推進委員、川澄英治推進委員の3名に方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただいております。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などでございます。調査終了後は、参加された推進委員、愛知県、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくことになります。その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2、全国農業委員会会長大会及び研修会について

5月29日（水）に、全国農業委員会会長大会が東京都の文京シビックホールで開催されますので、会長にご出席いただき、事務局は私、杉浦が随行させていただきます。また、同日に地元選出国會議員等との意見交換を行い、翌日30日には、現地研修会が予定されております。

3、配付物

今回はのうねん5月号をお手元に配付しましたので、ご活用ください。

4、次回予定

6月24日(月)の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定でございますが、定例会の開会前の時間を利用して、7月の総会において皆様の任期2年目の議場での席を決めるための事前抽選(くじ引き)を第10会議室の入口付近で行いますので、ご協力をお願いいたします。

そして、定例会終了後でございますが、そのまま第10会議室におきまして、7月の総会において任期2年目の運営委員、つまり推進委員の地区代表者を選出するための事前協議を、地区ごとに分かれて行っていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、団体推薦以外の推進委員の方は全員、お残りいただきますようお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。